

学校感染症になったときの対応

学校では、インフルエンザなど、別紙のような感染症にかかった場合、校内での感染症の流行を予防するため、また、お子さんの休養の時間を確保するために、学校保健安全法にもとづき、出席停止の措置をとっています。これは、法律で定められた『出席停止』で、休んでいても欠席扱いにはなりません。医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。

お子さんが、別紙の一覧表にある病気にかかったと思われる場合は、必ず医師の診断を受け、速やかに学校へ連絡をしてください。

【出席停止から解除までの流れ】

① 発症
② 病院を受診し、診断を受ける。
③出席停止対象の感染症と診断 →主治医から、登校の目安等の指示を受ける。
③ 学校へ連絡（『出席停止』）
④ 医師の指示に従い、休養する。
⑤ 治癒したら登校する。
⑥ 登校時に学校で健康観察し、出席停止の解除

※令和元年9月30日までは、『出席停止』を行う際は、証明書が必要でしたが、保護者の方の負担軽減のために証明書が要らなくなりました。

【新型コロナウイルス感染拡大防止について】

・毎朝の健康観察

配布される健康観察表に体温と体調等を記入し、学校へ毎朝提出してください。

体調がすぐれない場合（風邪のような症状や発熱がある）は自宅療養をお願いします。

・マスク着用をお願い

登校の際は、マスクを着用するようにお願いします。

破損・紛失の場合の予備マスクもご準備されることをお勧めします。

・体調が悪い場合はご家庭で休養を

風邪症状等、いつもと違う体調不良がある場合は、無理に登校はせず、家庭でしっかりと休養をお願いします。その場合、出席停止扱いになります。

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，中東呼吸器症候群，特定鳥インフルエンザ，COVID-19（新型コロナウイルス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん（三日はしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜熱（プール熱） ・ 結核，髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで ・ 発しんが消失するまで ・ すべての発しんが痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<p>※ただし，結核，髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については，病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは，この限りではありません。</p>		
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

[参考] インフルエンザにおいては，最短でも，発症後6日目からの登校になります。



登校可能